第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産・免責・会社更生・再生関係 二
特殊法人等
平成二十七事業年度財務諸表、国立研究開発法人情報通信研究機構
平成二十七事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定
計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、平成二十八年浄化槽設
備士試験合格者、日本弁護士連合会
懲戒の処分、厚生年金基金清算結
了・清算人退任関係 三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係 四
会社その他
会社決算公告 四三五

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４９号
北海道北見市北１条東５丁目８番地１　市毛マンション201号
債務者　有賀　友美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７７２号
さいたま市南区文蔵１丁目３番６－201号
債務者　野出木敏英
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０７号
さいたま市大宮区上小町465番地　エルドヴェールⅡ103
債務者　四柳　一紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２５号
埼玉県久喜市南２丁目３番25号　カーサ昌和102号
債務者　ヘルミニオ長谷川こと　ハセガワ　ヘルミニオ　マラーリ
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７３号
さいたま市南区南浦和３丁目49番８棟1006号
債務者　高島　秀敏
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７４号
さいたま市南区南浦和３丁目49番８棟1006号
債務者　高島美千代
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３５号
さいたま市岩槻区加倉１丁目31番71号　高栄ハイツ203
債務者　石橋　　真
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
埼玉県越谷市相模町７丁目197番地１　サンビレッヂ横瀬Ｅ棟202
債務者　柳沼　千鶴
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
千葉市花見川区花園町2440番地６　ベルシオンシノダ201号
債務者　川島　　泉
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７３号
千葉県船橋市丸山４丁目55番10号
債務者　中林こず恵
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７６号
千葉県船橋市高根台４丁目４番８号
債務者　岩原　　吉
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７８号
千葉市稲毛区小中台町291番地８　サンボナール小中台105号
債務者　松崎みゆき
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係